自治体選挙における公認・推薦などに関する規則

2013 年 12 月 28 日全国協議会で可決
最終改定 2024 年 2 月 11 日
緑の党グリーンズジャパン規則第２号

（目的）
第１条　この規則は緑の党グリーンズジャパン（以下、「この政党」という）が取り組む自治体選挙において、その候補者に「公認」「推薦」「支持」「支援」を与える基準を定めることを目的とします。

（公認）
第２条　次の各号に定める要件を全て満たした候補者は運営委員会の承認を経て、その選挙区の定数内において公認を受けることができるものとします。
(1) この政党の会員であること
(2) この政党の政策・社会ビジョンに照らし合わせて、都道府県本部が人格ともに適切と判断し、決定を受けたもの。ただし、都道府県本部が設置されていない都道府県においては会員 15 名以上の推薦人を有するもの。

（推薦）
第３条　次の各号に定める要件を満たした候補者は運営委員会の承認を経て、その選挙区の定数内において推薦を受けることができるものとします。
(1) この政党の政策・社会ビジョンに照らし合わせて、都道府県本部が人格ともに適切と判断し、決定を受けたもの。ただし、都道府県本部が設置されていない都道府県においては都道府県本部の審査は運営委員会が代行するものとします。
(2) 選挙区の定数を超える申請があった場合は、この政党の会員が優先されるものとします。

（支持）
第４条　この政党の政策・社会ビジョンを実現するため必要と認める時、その候補予定者の同意を得て、支持を表明することができるものとします。
２．都道府県本部の提案の場合は運営委員会の承認を経て、運営委員会の提案の場合は都道府県本部の承認を経て決定となります。
３．都道府県本部が設置されていない都道府県に対象となる候補予定者がいる場合は、運営委員会が判断するものとします。

（支援）
第 5 条　この政党の政策・社会ビジョンを実現するため必要と認められ、「公認」「推薦」「支持」の表明以外の選択肢が望まれる場合、「支援」を表明することができるものとします。
２．都道府県本部の提案の場合は運営委員会の承認を経て、運営委員会の提案の場合は都道府県本部の承認を経て決定となります。
３．都道府県本部が設置されていない都道府県に対象となる候補予定者がいる場合は、運営委員会が判断するものとします。

（申請）
第 6 条　この政党の「公認」「推薦」を受けようとする候補者は、所定の用紙に必要事項を明記の上、立候補予定地の都道府県本部へ申請しなければなりません。ただし、都道府県本部が設置されていない都道府県に関しては、運営委員会へ直接申請するものとします。なお、「公認」に関しては、所定の推薦人名簿を添付するものとします。

（応援）
第 7 条　この政党の「公認」「推薦」「支持」「支援」を受けた候補者は、この政党の応援を受けることができるものとします。
２．候補者のチラシやウェブサイト、選挙公報等の広報物に緑の党の名称やロゴ等を使用するときには運営委員会に事前に相談し、了承を得るものとします。
３．公認候補者が他政党・政治団体との政策協定や選挙協力覚え書き等を結ぶときには、協議段階から運営委員会に相談し、調印前に了承を得るものとします。

（辞退）
第 8 条　この政党の「公認」「推薦」を受けた候補者が辞退をする場合、申請した都道府県本部の承認を経なければなりません。ただし、運営委員会へ直接申請した候補者は運営委員会の承認を経るとともに、推薦人に対して説明責任を果たすよう努めなければなりません。

附則
この規則は、2014 年２月９日から施行します。
この規則は、2014 年 11 月 16 日から施行します。
この規則は、2021 年 5 月 23 日から施行します。